

「模擬飛行装置等認定要領細則」一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>制定 平成14年4月23日 国空航第1417号 国空機第1462号 国空乗第2098号                      改訂 平成15年8月12日 国空航第390号 国空機第420号 国空乗第154号                      改訂 平成17年8月12日 国空航第263号 国空機第376号 国空乗第162号                      改訂 平成24年10月15日 国空航第447号 国空機第582号                      改訂 平成26年7月17日 国空航第289号 国空機第537号                      改訂 平成29年10月2日 国空航第1447号 国空機第1380号                      改訂 令和2年11月11日 国空航第2086号 国空機第726号                      改訂 令和4年1月17日 国空航第2357号 国空機第866号                      改訂 令和4年3月29日 国空航第3107号 国空機第1191号                      改訂 令和8年3月10日 国空安政第2583号</p>	<p>制定 平成14年4月23日 国空航第1417号 国空機第1462号 国空乗第2098号                      改訂 平成15年8月12日 国空航第390号 国空機第420号 国空乗第154号                      改訂 平成17年8月12日 国空航第263号 国空機第376号 国空乗第162号                      改訂 平成24年10月15日 国空航第447号 国空機第582号                      改訂 平成26年7月17日 国空航第289号 国空機第537号                      改訂 平成29年10月2日 国空航第1447号 国空機第1380号                      改訂 令和2年11月11日 国空航第2086号 国空機第726号                      改訂 令和4年1月17日 国空航第2357号 国空機第866号                      改訂 令和4年3月29日 国空航第3107号 国空機第1191号</p>
<p>模擬飛行装置等認定要領細則</p> <p>(略)</p>	<p>模擬飛行装置等認定要領細則</p> <p>(略)</p>
<p>第3章 飛行機を模擬する飛行訓練装置の認定要件</p> <p>飛行機を模擬するレベル1、レベル2及びレベル3の飛行訓練装置の認定要件のうち、基本要件は付録B第4章に掲げる通りとする。各レベルの飛行訓練装置は、付録B第6章に掲げる機能検査項目の実施に適したものであり、かつ付録B第5章に掲げる許容範囲で、実機の性能を模擬したものでなければならない。(○印は当該レベルの飛行訓練装置に適用する要件を示す。)</p> <p>飛行機を模擬するレベル4、レベル5、レベル6及びレベル7の飛行訓練装置の認定要件のうち、基本要件は付録B第1章に掲げる通りとする。各レベルの飛行訓練装置は、付録B第3章に掲げる機能検査項目の実施に適したものであり、かつ付録B第2章に掲げる許容範囲で、実機の性能を模擬したものでなければならない。(○印は当該レベルの飛行訓練装置に適用する要件を示す。)</p>	<p>第3章 飛行機を模擬する飛行訓練装置の認定要件</p> <p>飛行機を模擬するレベル1、レベル2及びレベル3の飛行訓練装置の認定要件のうち、基本要件は付録B第4章に掲げる通りとする。各レベルの飛行訓練装置は、付録B第6章に掲げる機能検査項目の実施に適したものであり、かつ付録B第5章に掲げる許容範囲で、実機の性能を模擬したものでなければならない。(○印は当該レベルの飛行訓練装置に適用する要件を示す。)</p> <p>飛行機を模擬するレベル4、レベル5、レベル6及びレベル7の飛行訓練装置の認定要件のうち、基本要件は付録B第1章に掲げる通りとする。各レベルの飛行訓練装置は、付録B第3章に掲げる機能検査項目の実施に適したものであり、かつ付録B第2章に掲げる許容範囲で、実機の性能を模擬したものでなければならない。(○印は当該レベルの飛行訓練装置に適用する要件を示す。)</p>

「模擬飛行装置等認定要領細則」一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>ただし、認定を受けようとする飛行訓練装置に新技術が使用されている場合において、付録Bの認定要件を適用することが困難な項目が存在すると航空局安全部安全政策課長が認めた場合には、付録Eの規定に従い、当該飛行訓練装置に応じた認定要件を定めることができる。</u></p> <p>なお、付録B中の要件の備考として記載された内容は、当該要件に対する補足の説明である。</p> <p>(略)</p> <p>第5章 回転翼航空機を模擬する飛行訓練装置の認定要件</p> <p>回転翼航空機を模擬するレベル4、レベル5、レベル6及びレベル7の飛行訓練装置の認定要件のうち、基本要件は付録D第1章に掲げるとおりとする。各レベルの飛行訓練装置は、付録D第3章に掲げる機能検査項目の実施に適したものであり、かつ付録D第2章に掲げる許容範囲で、実機の性能を模擬したものでなければならない。(○印は当該レベルの飛行訓練装置に適用する要件を示す。)</p> <p><u>ただし、認定を受けようとする飛行訓練装置に新技術が使用されている場合において、付録Dの認定要件を適用することが困難な項目が存在すると航空局安全部安全政策課長が認めた場合には、付録Eの規定に従い、当該飛行訓練装置に応じた認定要件を定めることができる。</u></p> <p>なお、付録D中の要件の備考として記載された内容は、当該要件に対する補足の説明である。</p> <p>(略)</p> <p><u>付録E 付録B又は付録Dとは別途の認定要件を定める場合の手順</u></p> <p><u>1. 目的</u></p> <p><u>本付録は、申請された飛行訓練装置に仮想現実（VR）や拡張現実（AR）等の新技術が使用されている場合において、付録B又は付録Dの認定要件をそのまま適用することが困難な項目が存在すると航空局安全部安全政策課長が認めた際に、当該飛行訓練装置に応じた認定要件を定める手順を明確化することを目的とする。</u></p>	<p>なお、付録中の要件の備考として記載された内容は、当該要件に対する補足の説明である。</p> <p>(略)</p> <p>第5章 回転翼航空機を模擬する飛行訓練装置の認定要件</p> <p>回転翼航空機を模擬するレベル4、レベル5、レベル6及びレベル7の飛行訓練装置の認定要件のうち、基本要件は付録D第1章に掲げるとおりとする。各レベルの飛行訓練装置は、付録D第3章に掲げる機能検査項目の実施に適したものであり、かつ付録D第2章に掲げる許容範囲で、実機の性能を模擬したものでなければならない。(○印は当該レベルの飛行訓練装置に適用する要件を示す。)</p> <p>なお、付録中の要件の備考として記載された内容は、当該要件に対する補足の説明である。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

「模擬飛行装置等認定要領細則」一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>2. 対象</u>  <u>本付録の適用にあたっては、認定を受けようとする飛行訓練装置のビジュアル装置及びサウンド装置等に仮想現実（VR）や拡張現実（AR）等の新技術が使用されていて、付録B又は付録Dの認定要件をそのまま適用することが困難な項目が存在する場合は対象とする。</u></p> <p><u>3. 認定要件の策定</u>  <u>申請者は、申請書に添付する認定検査ガイド内に、対象となる飛行訓練装置に応じた認定要件を記載し、提出すること。また、認定検査ガイド内には、当該認定要件に関する次の事項を記載すること。なお、航空局は申請者に対して当該認定要件の修正を求める場合がある。</u></p> <p><u>a) 付録B又は付録Dの認定要件をそのまま適用することが困難であることの説明</u>  <u>b) 対象となる飛行訓練装置において、当該認定要件が適切な内容であることの説明</u>  <u>c) 既存の認定要件と同等の安全性が担保できることの説明</u>  <u>d) 当該認定要件が他の認定要件（付録B又は付録Dの認定要件をそのまま適用している項目）に影響を与えないことの説明</u>  <u>e) 対象となる飛行訓練装置の使用が想定される用途等に関する説明</u>  <u>f) 新たな性能検査について（検査項目、許容範囲、飛行形態、備考）の説明</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>1. 本細則は、令和8年3月10日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>